

審査基準

A-f-13
令和元年9月24日作成

法令名	: 警備業法
根拠条項	: 第42条第3項において準用する第22条第6項
処分の概要	: 機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 警備業法施行規則第63条、第43条第3項 (機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請)
審査基準	:
標準処理期間	: 14日
申請先	: 愛知県内の警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先	: 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備考	: